

議案第五号

旭西地区今泉工区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十三年一月二十二日

三朝町長 安田真一郎

昭和六拾参年正月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和六十二年十二月二十五日現在の地番による。）
大字今泉字椎ヶ滝	<p>大字今泉字椎ヶ滝の全域</p> <p>大字今泉字中通三五の三、三六の二、三七の一部、三八の一部、三八の二の一部、三九の二の一部、三九の二の一部、四〇の二の一部、四一の二の一部、四二の二、五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字田ノ上八九一の三、八九一の六及び八九一の七</p>
大字今泉字中通	<p>大字今泉字中通のうち三五の三、三六の二、三七の一部、三八の一部、三八の二の一部、三九の二の一部、三九の二の一部、四〇の二の一部、四一の二の一部、四二の二、五〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字今泉字岸ノ下七一の二、七一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
大字今泉字岸ノ下	<p>大字今泉字岸ノ下のうち七一の二、七一の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字今泉字カニ山八四二の三</p>
大字今泉字矢射谷口	<p>大字今泉字矢射谷口のうち三一九の二の一部、三二九の一部、三三〇の一部、三三一の二の一部、三三二の三、三三三の六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字今泉字宮ノ本四一五の二の一部、四一六の二、四一七の一、四一七の二の一</p>

<p>大字今泉字荒掘</p>	<p>部、四一七の三、四一七の四、四一八の一部、四二〇の一部、四二二の一部、四二三の一部、四三三の一部、四三四の一部、四三五から四三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>大字今泉字深沼四三八、四三九、四四〇の二、四四〇の三、四四一の二、四四一の三、四七二の一部、四七二の二、四七四の一部、四七四の二、四七四の三、四七五の一部、四七五の二、四七五の三、四七六の二から四七六の三まで、四七七の五から四七七の七まで、四七八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字今泉字前河原</p>	<p>大字今泉字荒掘のうち三三四、三三五の一、三三六の五及びこれらと一体をなす国有地並びに三八三の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字今泉字前河原のうち三九二の一、三九三の一、三九四の一、三九五の一、三九六、三九七、三九八の一、三九八の二、三九九から四〇一まで、四〇二の三、四〇三の二から四〇三の三まで、四〇四の一、四〇八の一、四〇九の一、四〇九の二、四〇九の四、四一〇の一、四一〇の五、四一一の一四、四一一の一六及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字今泉字宮ノ本</p>	<p>大字今泉字矢射谷口三二九の一部、三三〇の一部、三三一の二の一部、三三二の三、三三三の六及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今泉字荒掘三三四、三三五の一、三三六の五及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字今泉字深沼</p>	<p>並びに三八三の一と一体をなす国有地の一部 大字今泉字前河原三九二の一、三九三の一、三九四の一、三九五の一、三九六、三九七、三九八の一、三九八の二、三九九から四〇一まで、四〇二の三、四〇三の一から四〇三の三まで、四〇四の一、四〇八の一、四〇九の一、四〇九の二、四〇九の四、四一〇の一、四一〇の五、四一一の一四、四一一の一六及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字今泉字宮ノ本のうち四一五の二の一部、四一六の二、四一七の一、四一七の二の一部、四一七の三、四一七の四、四一八の一部、四二〇の一部、四二二の一部、四二三の一部、四三三の一部、四三四の一部、四三五から四三七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字今泉字カニ山</p>	<p>大字今泉字矢射谷口三一九の二の一部 大字今泉字深沼のうち四三八、四三九、四四〇の一の一部、四四〇の二、四四〇の三、四四一の一の一部、四四一の二の一部、四四一の三、四七二の一の一部、四七二の二、四七四の一の一部、四七四の二、四七四の三、四七五の一の一部、四七五の二、四七五の三、四七六の一から四七六の三まで、四七七の五から四七七の七まで、四七八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字今泉字田ノ上</p>	<p>大字今泉字カニ山のうち八四二の三以外の区域 大字今泉字田ノ上のうち八九一の三、八九一の六及び八九一の七以外の区域</p>